

Title	小山政光の立場：平安末期東国豪族領主に関する一考察
Sub Title	Situation of Oyama Masamitsu : a study on powerful lords in the Eastern provinces at the end of the Heian Era
Author	松本, 一夫(Matsumoto, Kazuo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1996
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.65, No.3 (1996. 1) ,p.63(223)- 86(246)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19960100-0063

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

小山政光の立場

——平安末期東国豪族領主に関する一考察——

松本一夫

はじめに

小山氏の祖、政光の持つ権限については、従来、政治的には下野国の権大介職という在庁官人の最高実力者として君臨し、また同国押領使として軍事警察権を握り、さらに鎌倉前期の寛喜二年八月十三日に政光の孫、長沼宗政がその嫡子時宗に認めた讓状の中に「下野国御厩別当職」とあることから、同国の交通路の管理権を有していた、⁽¹⁾ という指摘がなされ、これがいわば通説となつていた。⁽²⁾

また一九八〇年前後に、義江彰夫氏は、頼朝が幕府を開いて諸国に守護人を編成する以前に、各国々衛のもとには既にそれに近い性格を持つ「国衛守護人」と規定しうるような者が存在していたとし、その具体例の一つと

して下野の小山政光をあげられた。⁽³⁾

周知のように、小山氏はその後、鎌倉期を通じて下野守護をつとめ、南北朝時代末期に小山義政が乱を起こして滅亡するまで下野最大の勢威を誇る雄族として發展するわけであるが、右の通説は、その勢威の大きさの根拠として、いかに古くから小山氏が下野国を公権力をもつて支配し続けてきたかを説明するために用いられてきた。⁽⁴⁾〔史料1〕(『吾妻鏡』以後『鏡』と略す、承元三年十二月十五日乙亥、(中略)小山左衛門尉朝政申云、不帶本

御下文、曩祖下野少掾豊沢為当国押領使、如檢断之事、一向執行之、秀郷朝臣天慶三年更賜官符之後、十三代数百歳、奉行之間、無片時中絶之例、但右大將家御時者、建久年中、亡父政光入道、就讓与此職於朝政、賜

安堵御下文許也、敢非新恩之職、称可散御不審、進覽
彼官符以下状等云々、(以下略)

〔史料2〕(同建長二年十二月二十八日条)

廿八日己未、下野国大介職者、伊勢守藤成朝臣以来、
至于小山出羽前司長村、十六代相伝、敢無中絶儀之処、
依大神宮雜掌訴、所被改補也、於彼訴訟事者、以米・
銅以下贖令解謝訖、被行二罪之条、殊含愁訴之由、長
村連々言上之間、可被返之旨及評議云々、

しかし、あらためて考えてみると、この通説の主な根
拠となった右の二つの史料の内容の全てを事実としてそ
のまま認めてしまうことには問題があるように思われる。
以下小稿では、小山政光の保有していた所職の性格、下
野の知行国主でもあった院や国守との関係、下野国内で
の政光の位置づけ等について、多くの関係する先行研究
を整理しながら検討していくことにしたい。

一 小山政光と院との関係

(一) 所職の性格

前掲史料1は、小山氏が代々下野国の押領使に任ぜら
れてきたという内容である。このうち藤原秀郷が天慶三
年(九四〇)、将門の乱に際して同職に任ぜられたこと

は『扶桑略記』によつて確認できるが、曩祖豊沢を含め
それ以外の歴代藤原氏については他に徴証がみられない。
それが政光に至つて「此職」、すなわち押領使職を嫡子
朝政に譲り、それについて頼朝から安堵の下文を賜った、
と記されているわけである。ところが、寛喜二年二月二
十日付小山朝政讓状には、下野国関係として「権大介
職」はあがつているものの、押領使職は記されておらず、
政光や朝政が実際に同職に任ぜられていたことには疑問
の余地がある。⁽⁶⁾

そもそも一国押領使職は、東国国司となった中央貴族
が兼任する慣例(従つて実質的な軍事機能は伴わない)
が遅くとも十一世紀初めには存在しており、その一方で
在地豪族が国内の治安維持のため、国司の申請↓官符と
いう手続きを経て任ぜられるケースがみられるようにな
る、という。⁽⁷⁾そしてこの押領使職は、そうした有力豪族
(武勇輩)によつて世襲されていくので、小山政光が嫡
子朝政に譲つたとあるのもこの一例とみなすこともでき
よう。

ただそれにしても、朝政の讓状の中に押領使職がみら
れないのは不審であるが、これについては、この寛喜二
年(一二三〇)の時点では既に同職を世襲する意味を喪

失していたか、あるいは幕府に対しては押領使の世襲という形で主張したものの、実際には「権大介職」に含まれる形で譲られた、等の可能性が考えられる。ともかくここでは、本来官符によって任ぜられるはずの押領使職が、小山（藤原）氏によって世襲されていた（少なくとももそのように主張された）事実注目しておきたい。

次に権大介職（史料²では「大介職」だが、前掲小山朝政讓状により判断⁹）であるが、これもまた藤成以来長村まで世襲されてきたもの、と記されている。そしてこれについても、やはり藤原秀郷が『日本紀略』天慶三年三月九日条に「下野掾」と、また同十一月十六日条に将門の乱鎮庄の軍功により「下野守」に任ぜられる、とそれぞれあるのみで、他は『尊卑分脈』でも藤成の子豊沢が「下野権守（あるいは少掾）」、その子村雄が「下野大掾」、そして秀郷の後数代において政光の祖父行高（行尊）が「下野介」と記されているにすぎない。

こうした在地豪族の持つ介等の所職について、貫達人氏は「三浦介」「上総権介」の例をあげて僭称の可能性もあるとしながらも、「当時律令制がゆるんできて国の守の恣意的な権力が強くなっていたのであるから（中略）中央の朝廷の認証なしに介等を勝手に任命すること

が行なわれていたのかもしれない」と指摘され、また峰岸純夫氏は、十一世紀末から十二世紀初めの間以降の国衙の留守所において、国内郡司級豪族たる有力在庁官人は国司の四等官制の介以下の任用国司になぞらえて、介・権守・権介等の朝廷の除目（県召除目）とは直接関係のない、知行国主・受領国司の補任と職の相伝によって成り立った称号を持つこと、平安末―鎌倉初期に広くみられた「介」、権守等の地名プラス「介」は、この国衙在庁の「介」といべきもので、県召除目による国名プラス介とは峻別すべきものである、と主張された¹⁰。当該期に「介や権守を称する者全てを国衙の有力在庁と判断することには検討の余地もあろうが、¹¹ともかく小山政光のもつ「権大介職」もこうした在地の有力豪族の所職の一例であり、その背景について知行国主や国守との関係から検討していくべきであることが明らかになったと思う。

（二）院・国守との関係

十二世紀の前半に下野守が任国に下向したり、年給によって任ぜられた下野大掾が国衙に赴任する場合があったことをうかがわせる史料もあるが、¹²一般的には下野国も他国と同様、国守は在京し現地には目代を派遣して留

守所を指揮監督せしめていたものと思われる。この国守や目代と「権大介」の小山政光とは、いかなる関係にあったのだろうか。

〔史料3〕〔東南院文書〕下野国司庁宣 『枳』史料編

古代七一七頁

(端裏書)

「蘭部庁宣」

(花押)

庁宣 留守所

可早以蘭部郷為東大寺御封便補保事

右、件郷依有便宜、撰所建立也、早令停止万雑事、可為彼保之状、所宣如件、兼又郷分田代荒野不論多少、隨可充行、殊致能治、可開発之由、保司所令申請給也者、留守所宜承知、依件行之、以宣、

応保二年三月七日

大介大江朝臣(花押)

〔史料4〕〔東大寺文書〕下野国留守所下文案 同七一

七(七一八頁)

留守所下園部郷司并住民等

可早為東大寺御封便補保事

右、依御庁宣之状、早令停止万雑事、可為彼保之由、

所仰如件者、郷司住民宜承知、敢莫違失、故以下、

応保二年六月一日 目代藤原在判

〔史料5〕〔東大寺文書〕下野国司庁宣案 同七二一

七(二二頁)

(端裏書)

「蘭部・戸矢子一定庁宣案正文付威儀師了、十二月

十七日」

庁宣 留守所

可令早奉免東大寺便補保蘭部・戸矢子両郷事

副下蘭部郷損物注文并解状等

右、以件両郷所当物、可便補彼寺御封米代之由、去々年雖成進庁宣、過分巨多旨、依在庁等訴申、令停止一方畢、然而本寺沙汰人威儀師覚仁、枉有被申請状、早如本可令奉免彼両郷之、但蘭部郷所当物、為留守所被押取物等事実者、任式数可糺返者、在庁官人等、依件行之、以宣、

永万元年十二月十七日

大介藤原朝臣在判

大石直正氏は、留守所下文の署判形式の違いに注目して、四国・九州・東国の国衙のあり方を比較し、常陸の例(税所氏・大掾氏・目代が連署)を用いて東国の場合、

辺境軍事貴族の系譜をひく豪族領主による国衛の上からの掌握をその特徴としてあげられた。⁽¹³⁾

下野の場合、史料4のように目代のみであり、小山氏その他の有力在庁の署判はみられない。このことからすれば小山政光は、この時点で下野国衛においては大きな位置を占めていない、と判断されることになるが、果たしてそうであろうか。史料3は史料4の前提となった国司庁宣で、その発給者「大介大江朝臣」とは永暦二年(一一六一)四月には下野守となっていた後白河院の近臣大江信遠を指し、このことから下野国は信遠の下野守拜任の時点で既に院の知行国となっていたことがわかる。一方、政光の本拠小山庄(寒河御厨)は、この前後から伊勢二宮に再寄進された永万二年(一一六六)までの間に院に寄進されていたから、⁽¹⁴⁾ 応保二年(一一六二)には政光は同庄を中心とした下野南部を強く掌握していたに相違なく、国衛においても相当大きな位置を占めていたものと思われる。

従って、史料5は3・4と一連の内容の国司庁宣であるが、この中でいったん東大寺便補保として定められた蘭部・戸矢子の二つの郷(いずれも小山氏の本領に近接)では多すぎる、として訴えた「在庁等」の中には、

以上の検討から小山政光が含まれていた可能性も考えられよう。

小山氏は、こうして一方では知行国主である院や国守⁽¹⁵⁾の圧迫を受けながらも、基本的には院に本領である小山庄を寄進してその保護を求め、また国衛の有力在庁としてその命令下にあったとみられる。

〔史料6〕(『吉記』承安四年三月十四日条)

(前略) 入夜静賢法印来、蓮華王院御領常陸国中郡庄下司経高濫行事、付泰経朝臣奏聞之処、成庁下文、遣召使一人□□□□竹冠者昌義、同男雅楽助、大夫義宗、在庁等、相共不日可召還、(以下略)

右の史料6は、常陸国内における検断行為に関する院・知行国主と有力豪族佐竹氏、さらには在庁等との關係を示している。すなわち、院領たる蓮華王院領中郡庄の下司の(中郡)経高の濫行について、知行国主高階泰経は院に奏上し、これをうけた院庁は下文を発給して召使を現地に遣わすとともに、佐竹氏や在庁等に経高の召還を命じているのである。⁽¹⁶⁾ もちろん院領に関する問題ゆえという面もあるにしても、東国での検断沙汰が最終的に院から在地有力豪族と国衛在庁等に命ぜられていることは注目される。

(二) 公役としての内裏大番役

平安末期における朝廷・院と地方有力豪族との関係を考える上で避けて通れないことの一つに、内裏大番役の問題がある。小山政光も寿永二年(一一八三)二月、「皇居警衛」のため在京しているが、この役については、従来その成立時期と平氏政権との関わりが研究の中心となっていた。特に後者に関して、内裏大番役が公役なのか、それとも平氏の家人役とみるべきかの論争があるが、この問題は政光がどのような中央権力との関わりの中で勤仕したかを考える上で重要と判断されるため、ここで少し検討しておきたい。

既に四十年余り前に、五味克夫氏が鎌倉幕府の京都大番役について詳細に検討した中で同役は前代の例に倣った公役と指摘され、以来この説が踏襲されてきた。ところが五味文彦氏は、平家御家人から源家御家人制への移行を重視し、御家人の一貫した性格の中に大番役の勤仕も含まれ、それは保元・平治の乱以後平家によって組織化されたもの、と主張された。そして、これら一連の研究史を整理した飯田悠紀子氏は、『平家物語』や『吾妻鏡』に平氏家人と記されている者の中にも、実際にはそのようにみなすことができない武士が少なくないこと

(小山氏も平氏に組した藤姓足利氏との下野国内での対立関係、以仁王の令旨に呼応する態度をとったこと等から、その一例とされる) から、「平安末期大番制は、結果的に平氏家人による勤仕が行なわれることがあっても、基本的には平氏家人制とは別の次元で実施されたもの」と反論された⁽¹⁷⁾。これに対し五味文彦氏は、大番役を公役とする点には変わりがなく、これをテコに平氏が組織した諸国武士団を広い意味での家人と考えたこと、国衙軍制と平氏を中心とした内裏守護とが結びついて内裏大番役の制度が成立したこと、等を後に付言された⁽¹⁸⁾。

筆者は、この五味氏の家人のとらえ方についてはやはり問題があると考ええる。そして、氏も認めるように内裏大番役が公役である以上、たとえ保元・平治の乱以降に制度として成立したとしても、それは平氏による諸国武士団の組織化を主な契機としたというより、国衙(あるいは院領庄園)を媒介とした院・朝廷と地方有力豪族との直接的な結びつきを前提として成立したのではあるまいか。一方で彼らが、個々に滝口の武士や院の武者所・北面の武士として直接的軍事奉仕を行なっている事実も、参考にすべきであろう⁽¹⁹⁾。

以上のことから、小山政光の「皇居警衛」が内裏大番

役を示すとしても、それは政光が平氏家人として行なったのではなく（もちろん寿永二年という段階では平氏の影響力が大きく及んでいることは否定できないが）、基本的には院・朝廷との関係においてこれを勤仕していたもの、と判断する。

ところで福田豊彦氏は、承久の乱の時期、御家人でありながら院から所領・官職・位階等を与えられ、そのみかえりとして北面・西面の武士をつとめていた者が相当数みうけられること、院と彼らとの間には一種の主従関係が生み出され、一般に譜代的なものと考えられていたことを指摘しておられる。⁽²⁰⁾ この関係は幕府成立以前の平安末期にまで遡りうるものであろうし、また治承四年（一一八〇）夏に以仁王の令旨が小山氏に特別に下されていたこと（『鏡』養和元年閏二月二三日条）も、その延長線上に考えることができよう。

このように、警固役という面からも小山政光と院・朝廷との関係の重要性はより明らかになった。そこで、今までの検討をふまえ、あらためて政光の持つ「権大介職」の性格についてまとめておきたい。

（四）所職の持つ意味（再論）

三浦介職について、国守や知行国主が県召除目とは直

接関係なく補任していた、とする貫氏や峰岸氏の説は先に紹介した。この点に関し、野口実氏は、貫説を一応は認めながらも、下総の千葉氏の場合は「正六位上行下総権介平朝臣」と署名した文書案⁽²¹⁾が伝存しており、この場合は正式な補任の手続きを経たもの、とみなされ、上総氏・小山氏の在り方とも関わるので三浦介も含めて即断しかねる、と述べておられる。⁽²²⁾ しかし千葉氏の場合、この史料から正式な補任とみるには、なお疑問が残る。やはり除目関係の文書・記録類にみえなければ断定は難しいのではないか。峰岸氏は、「地名プラス介」と「国名プラス介」を区別しておられ、それに従えば「上総介広常」は正式な補任という解釈になるともとれるが、⁽²³⁾ 千葉氏の場合は、史料によって「下総権介」「千葉介」とまぢまちで、きわめて微妙である。系図は別として、管見の限りでは、十二世紀中期以降の地方有力豪族が正式な除目によつて介等に任ぜられたことを示す史料は存在しないが、知行国主が任ずる例は如何であろうか。

合戦事

（治承四年）
四月廿日兵衛佐頼朝を可奉誅之由、常陸国住人佐竹太郎隆義か許へ院序下文をそ申下たる、其故は隆義か父

佐竹三郎昌義、去年の冬頼朝か為に誅戮之間、定々宿意除かるらむ由来を尋て、平家彼の国の守に隆義以申任す、依之隆義頼朝と合戦を致しけれども、物ノまねと散々被打落て隆義奥州へ逃籠にけり、(傍線筆者)

これは史料上の問題もあるが、知行国主(平家)が地方有力豪族(佐竹隆義)を常陸介(史料には守とあるが、実際は常陸は親王任国のため介とみられる)に任じたことを示す唯一の徴証であり、貫・峰岸説を補強するものといえよう。問題の小山氏についても、当該期の史料ではないが、冒頭の史料²でみられたように、鎌倉中期に政光の子孫小山長村が、伊勢神宮の訴えによって「下野大介職」を解任されかかる、という事件が起こる。そして峰岸氏の研究によって、それは下野国那須北条郡種田・佐久山両御厨に対する小山氏以下国衙勢力の介入が激しくなったためである可能性が強まり、かつその際国衙の関与を停止し、一向不輸の御厨とするように、という旨の国司宣宣が幾度となく発せられていることが判明した。⁽²⁴⁾とすれば、直接的には伊勢神宮雑掌が長村の大介職解任を訴えているものの、その背景には朝廷勢力が関わっているものとみられ、このことから遡って考えれば平安末期における「(権)大介職」を介しての院(下野

の場合、知行国主でもあった)と小山政光との関係も、当然推測しうるところである。

二 小山政光の下野国内における立場

(一) 内裏大番役の統率

次に、ここでは内裏大番役勤仕の際、小山政光が下野国内のいかなる範囲の武士を率いていたかを検討することから、その国内における立場を考えていくことにしたい。

寿永二年二月、志田義広の乱が起きるが、この時政光は内裏大番役のため在京していたことは先にも述べた。この際の状況について『鏡』養和元年閏二月二三日条は「朝政父政光者、為皇居警衛未在京、即従悉以相従之、仍雖為無勢、(中略)彼朝政者、曩祖秀郷朝臣、(中略)以降、伝勲功之跡、久護当国、為門葉棟梁也、(以下略)」と記している。義江彰夫氏はこの史料から、政光は主従制原理により下野国内の警固が空洞になってしまふほどの郎従全てを動員し、さらに「堪器量之輩」と呼ばれるにすぎない国内の武士一般をもこの原理のもとに吸引しようとする志向性を持っていたとし、氏が規定する「国衙守護人」の機能の一つ(国家的軍事行動)を最

も実態的に示している、と主張された。

これに対し福田豊彦氏・飯田悠紀子氏は、この「無勢」とは国内の武士ではなく小山朝政の軍勢が無勢であることを指し、また小山氏は国的規模で国内の武士一般を主従制原理によって編成しうるような存在ではないと批判された⁽²⁵⁾。義江氏は後にこの批判をうけて、無勢とは国内武士一般を指すといったつもりはないが、「久護当国」と記されているところから、小山氏が国衛の側で当国を警固する立場にあったことは明らかで、政光が郎従を悉く従えて上洛したことにより、小山氏の在国での勢力が「無勢」となれば、当国での警固が空洞となったことと等しいと解したこと、さらに国内の武士一般を主従制原理によって編成したとはいっておらず、志向性を持つている段階であったこと、その編成方式の質の新しいさが重要であること等をあげて反論された⁽²⁶⁾。

この義江氏の反論のうち、まず「久護当国」の解釈には疑問がある。小山氏が国衛の側で当国を警固する立場にあったとはいっても、この場合の「当国」は実際には一国全体ではありえない。もちろん国衛を警固することの政治・軍事上の意味は大きなものがあるが、地理的にいえば国衛とその周辺の一定地域ということであり、

一国全体とイコールでは決してあるまい。また国内武士一般を主従制原理により編成する志向性を持っていた、と強調される点もなお検討を要するのではあるまいか。飯田氏も一部ふれておられるが、当該期、下野においては既に小山氏以外にも那須・宇都宮（八田）・藤姓と源姓の足利氏等の独立性の高い有力豪族が蟠踞しており、彼らを小山氏が組織化することは（後述するように庶族等は可能性としてはあるが）とうてい無理であるし、またその志向性さえあったか否か定かでない。そもそもそうした体制は鎌倉期はおろか、中世全体を通じて実現できなかったのである。問題の内裏大番役にしても、義江氏は小山政光と同時期に宇都宮朝綱も同役を勤めていた、との飯田氏の指摘⁽²⁷⁾に全くふれておられない。朝綱が政光に属して勤仕したとはほとんど考えられず、従って小山氏の勤仕も、自らの郎従を中心とした兵士を以て行なわれたに相違ないのである⁽²⁸⁾。

(二) 志田義広の乱における軍事的動員力

次に、有事の際の下野国内における軍事的動員力を分析することによって、源平内乱期の小山氏の国内での立場を考えてみたい。この点については、既に野口実氏が、寿永二年二月の野木宮合戦の時、小山朝政のもとに集

まった武士を詳細に検討し、^㉑彼らは頼朝の權威を背景とする小山氏の政治的社会的優位を認め、あるいは日常的利害、地縁的關係から結集したこと、その結果ようやく同族間の潜在的意識としての「家督権」が現実化し、小山氏一族は朝政を「門葉棟梁」と仰いで服し、^㉒一方下野国内の武士は、小山氏の国衙軍事指揮権により統率されたこと、^㉓そしてかかる状況のもとで国外の他族武士団の参加をもみるに至ったこと等を指摘され、最後に「幕府完成以前における小山氏の軍事力の、いわば最高の動員形態であった」とまとめておられる。^㉔

この野口説をふまえて再検討を行なってみたい。あらためて、野木宮合戦時に小山軍に参加した武士をあげてみると、^①小山小四郎朝政（郎従・郎等六名略）^②小山五郎宗政^③下河辺庄司行平^④同弟政義^⑤足利七郎有綱^⑥佐野太郎基綱^⑦阿曾沼四郎広綱^⑧木村五郎信綱^⑨太田小権守行朝^⑩八田武者所知家^⑪下妻四郎清氏^⑫小野寺太郎道綱^⑬小栗十郎重成^⑭宇都宮所信房^⑮鎌田七郎為成^⑯湊河庄司太郎景澄^⑰蒲冠者範頼^⑱となる。（『鏡』養和元年閏二月二八日条）野口氏は、このうち^③・^④・^⑨の小山氏一族について、『鏡』同日条に「宗政行平一族」とあることより、「対等ではなく一族として加わっているのが

注目される」と述べておられる。つまり相対的に「門葉棟梁」たる小山朝政の下風に立って、の意味に解されるが、果たしてこの記事からそのように判断してよいだろうか。^㉕また氏は、^㉖で^⑤・^⑥・^⑫等が動員されたのは、小山氏の国衙に有する権力によってとする一方で、この合戦で足利の嫡家が志田軍に参加したにもかかわらず、彼らが小山氏に加わったのは、状況からみて社会的・政治的により有利な要素を持つと判断したため、と推測しておられる。つまり、小山氏の国衙最有力在庁としての軍事指揮権は、遠戚庶家にとつては「状況的に有利な要素」を持たないと判断された時には、発動しえない程度のものであった、ということになるう。

さらに、これら小山氏一族と直接関係のない^⑮・^⑯のような武士の参加についての野口氏の前記^㉗の説明はやや曖昧だし、頼朝の弟範頼に關しても援軍の類にすぎない、と軽視しておられる点には検討の余地がある。範頼の史料上の初見がこの合戦についての『鏡』の記事だし、その記述からして確かに全軍の総帥という立場ではなく、あくまで小山朝政が主将だったとは思われるが、かといつて単なる援軍にすぎなかったものであろうか。

そもそも志田義広の乱は、源頼朝とその叔父の義広と

の北坂東における棟梁権争い、という意義を持ち、さらに義広は木曾義仲と結んでいた形跡があることからみても、鎌倉の頼朝は相当重大な決意をもってその鎮圧に臨んだに相違ない。とすれば、この範頼の参陣や他国・他族武士の参加の意味も、その点に求められるのではあるまいか。しかも『鏡』同日条によれば、合戦の際③・④は下総国古河・高野の渡しをおさえているし、⑤①⑨は同国小手指・小堤に陣取り、義広軍を討っている。つまり、戦線は下野一国を越えるもので、小山氏の通常の軍事指揮権発動の結果とは思えない。義江彰夫氏は、『鏡』同日条に「宗政（小山）為朝政名代（朝政依被不参）相率一族及今度合力之輩」とあるのを引用し、小山氏は当初より同族の他に与同の多数の武士をも従えて頼朝の麾下に入った、と述べておられるが、「今度合力之輩」を素直に読めば、この合戦に限って小山氏の軍と共同戦闘行為を行なった武士たちとも解せられよう。

以上の検討から、この志田義広の乱の際の小山軍は、同氏の最高の動員形態の結果というより（文字どおりにいえば、まさに最高ではあるが）、准幕府軍的な色彩がある程度帯びたものとみてよいと考える。つまり野口氏が一方で指摘される「頼朝の権威による」軍編成という

面を、より重視すべきであろう。軍事的な一個の行動体が、同族でもほぼ子息・兄弟の範囲に限られ、それ以外は姻族と同様同盟者であるような当該期（35）において、下河辺氏や大田氏が結集したのは、野口氏がいわれる如く「家督と族人の利害が一致した時」であり、その利害こそこの場合、頼朝の麾下に加わることではなかったのだろうか。通常の小山氏の軍事権は、決して下野一国に及ぶものではなかったことをあらためて強調しておきたい。

（三） 一宮の問題

最後に、一宮の問題から小山政光の下野国内における立場について、少しふれておきたい。

石井進氏は、平安末期に国司が「国ノ兵共」と呼ばれる地方豪族を組織化するための手段・方法の一つとして、一宮等の頭役や神事・儀式奉仕の体系への組み入れをあげておられる。（36）この点に關し、伊藤邦彦氏は、諸国国府・惣社・一宮の基礎的な考察を行なわれたが、このうち下野国の一宮、宇都宮社（二荒山神社）の場合、国府と同一郡内にはないこと、国内唯一の大社が転化したものであること、一宮の呼称が定着していないことの一例に属し、こうした一宮におおむね共通する特徴として、古代以来有数の伝統をもち、国衙権力からは自立的な豪

族的性格をもった神社で、国衙からも地理的に離れている場合が多いこと、等をあげられた⁽³⁷⁾。

確かに、小山氏よりやや早い段階で二荒山神社をおさえた宇都宮氏が、独立性の高い神官豪族として存在していたわけで、国衙がこれに強く介入できなかったとは考え難い。そして、断片的な史料からではあるが、鎌倉・南北朝期から室町期にかけての同社五月会の頭役は国内の那須・茂木・佐野等の諸氏に課せられていたことが、既に明らかになっている⁽³⁸⁾。それは、独自の支配と呼べるほどのものであるか否かは検討を要するが、一定の影響力を及ぼすものであったことは相違あるまい。

一般的に、鎌倉期に入ると、そうした自立的な神社に對しても、たとえば下総や常陸のように、守護が社役等について関与する場合がみられるようになるが⁽³⁹⁾、小山氏の場合は、少なくとも史料的にはそうした形跡はない。もちろん、小山氏と宇都宮氏は平安末期より姻戚関係を結び、野木宮合戦でも宇都宮一族が小山軍に加わる等、比較的良好な同盟関係にあったとみられるが、あくまでも両氏は互いに独立性の高い豪族どうしであり、一方の支配の根幹となる神社に對し、他方が強く関与しえたと判断し難い。

以上のことから、一宮との関係という面からも、山政光の下野国内における立場は、一定の限られたものであったこと（もちろん、それは決して弱体という意味ではない）が指摘できよう。

三 小山氏の成立過程とその位置づけ

(一) 小山氏の成立過程

これまでの検討をふまえて、小山氏という豪族の特質を究明するために、ここであらためてその成立過程を、主に野口実氏の研究により確認しておきたい⁽⁴⁰⁾。

『尊卑分脈』によれば、冒頭に掲げた史料2にみえる藤原秀郷の曾祖父藤成が、播磨介となる以前、下野の介か掾となったと推測され、その時下野国衙の史生（事務官）鳥取氏の女との間に豊沢をもうけたことから、同国との関係が始まったようである。豊沢は鳥取氏のもとで成長、成人後に貴種たる所以で九世紀半ばごろ、雑任国司の一員に加えられ、その子村雄もやはり母は鳥取氏であり、在地の有力者として不動の地位を確立したものとみられる。

村雄の子が秀郷であり、その母もまた下野の雑任国司とみられる掾鹿嶋氏の女である。秀郷の活動と下野国に

おける勢力拡大の様子は今更いうまでもないが、その子千晴が安和の変で失脚した際、朝廷は下野国に官符を下し、秀郷の子孫に教諭を加えた事実は注目される。野口氏も、千晴に服属する勢力の挙兵を恐れたもの、と述べておられるが、この時期においても秀郷流藤原氏の下野における勢威の大きさが推知されよう。

千晴の失脚後、藤原氏の宗主権を継いだ弟の千常は、武蔵国に本格的に進出し（父秀郷は武蔵守でもあった）、さらに中央での一定の地位を保ちつつ鎮守府將軍に任ぜられ、一族の勢力は上野・常陸・下総から陸奥にまで及んだ。従って、明らかな徴証はないが、それは当然下野にも及んだはずであり、こうした状態は文脩・兼光・頼行と継承されたものと思われる。頼行の子、行高（行尊）以後、鎮守府將軍に任ぜられた者はなくなるが、彼は「大田大夫」「大田別当」を名乗る一方で「下野介」となっており、本拠を武蔵国大田庄におきながらも、下野国衙に一定の影響力を行使していたものと推測される。そして行高の孫ないし曾孫が小山政光である。この点に關し野口氏は、「小山氏は本来大田氏の庶流にすぎなかったものが、なんらかの事情で下野国在庁職を継承して一族の家督となったものか、あるいは大田氏の家督た

る政光が下野国小山庄に本拠を移すに伴い、小山氏を称したとも考えられる」と述べておられる。このことについては、政光以前の代々の当主が「大田」を名乗り、さらにその通字「行」を継承していること等から考えて、あくまで行高系の本宗は大田氏であり、それがまもなく衰退する一方で、この直後から大いに隆盛となる小山氏に引き継がれた、とみてよいのではないかと考える。そしてもちろん、政光の小山庄入部は、それまでの秀郷流藤原氏一族の下野における支配基盤（おそらく少なからぬ一族・郎等が在庁官人として国衙の実務にあたっていたものとみられる）を背景に行なわれたであろうことは、想像に難くない。

(二) 源氏及び頼朝との關係

〔史料 8〕（『鏡』承元三年十一月十五日条）

十五日乙亥、近国守護補任御下文等備進之、其中、千葉介成胤者、先祖千葉大夫元永以後当庄檢非違所之間、右大將家御時、以常胤被補下総一國守護職之由申之、三浦兵衛尉義村者、祖父義明天治以来依相交相摸国雜事、同御時、檢断事同可致沙汰之旨、義澄承之訖申之、（以下略）

右は、小稿冒頭に掲げた史料1の中略部分である。こ

こであげられている千葉氏・三浦氏も小山氏と同様な性格を持つ豪族とされている。以前は、滅ぼされた上総氏も同列に扱われていたが、近年は上総氏が小山氏を含めた他三氏と異なり、ほぼ一国規模で封建的な軍事体制を確立しつつあったこと、その一方で千葉氏や三浦氏については、国衙における有力在庁や本拠たる庄園の管理者としての一定の優位性を認めつつも、それらは決して一国全体に及ぶものではなく、国内外にはほぼ同クラスの独立性の高い豪族たちが存在していた、とする考え方が有力である。⁽⁴⁶⁾ これまでの検討をふまえれば、小山氏もこれら二氏と共通する部分が少なくない、ということができよう。

では、三浦・千葉・小山の三氏が、その後それぞれ国において、筆頭の地位を確立できたのは何故であろうか。それは、志田義広の乱の際の軍構成のところ述べたように、彼らが源頼朝の挙兵に従っていったことによるところが極めて大きいのである。次に頼朝以前に遡って、源氏と下野国及び小山氏との関係をたどっていくことにしたい。

既に野口実氏は、下野国は源氏が代々国守を歴任しており、そのことは奥州で長期の合戦を行なった源氏が、

その戦闘力を保持する上で重要な役割を果たしたはずであること等を指摘しておられる。⁽⁴⁷⁾ 確かに史料的に下野守に任ぜられたことが確実な義家（在任一〇七〇―）、義綱（同一〇七七―）⁽⁴⁸⁾ の他に、『尊卑分脈』によれば頼光・頼信・頼義もその可能性がある。とすれば、それはほぼ十世紀末―十一世紀初め、つまり秀郷流藤原氏が中央での地位を失墜させ、武蔵に本拠を移し、ついには鎮守府將軍の地位をも失うに至る時期とほぼ一致する。

その後、院政期に入り、源氏はいったん凋落するが、義朝に至り再び下野守に任ぜられる。⁽⁴⁹⁾ 義朝は遥任で下野に赴いていない模様だが、保元元年（一一五六）十二月「造日光山功」により重任となっており、⁽⁵¹⁾ 下野守であることへの執着ぶりを感ぜさせる。

ところで野口氏は、下野国衙の最有力在庁である小山氏が、源氏と強い関係を結んだのは、この義朝が国守となった縁によるものと思われること、そしてその結果、小山政光の妻（八田宗綱の女）⁽⁵²⁾ が頼朝の乳母となったもの、と推測しておられる。これに関し、後に網戸尼とも寒河尼とも呼ばれる宗綱の女について詳しく検討された米谷豊之祐氏は、八田氏の祖が京都に由縁が深いこと、同氏が当時、東国で武士団として成長していた形跡がほ

とんどないこと等から、彼女は公家文化的教養を見込まれて京都において頼朝の乳母となり、平治の乱後、東国に下って小山政光の後妻となり、一子朝光を生んだこと、治承四年(一一八〇)十月、その朝光を連れ頼朝と隅田河畔で再会、これを機に従来清和源氏と関係の少なかった小山氏一族は、抵抗なく頼朝に帰属したこと、すなわち寒河尼は偶然とはいえ頼朝と小山氏とを媒介する意外な貢献を行なったこと、等を指摘された。⁽⁵³⁾

八田宗綱の父は(藤原氏・中原氏二説あるもいずれにせよ)京都出身であり、しかも『尊卑分脈』によれば、宗綱の子知家は武者所に仕え、かつ保元の乱以前に義朝にも従っていた模様である。⁽⁵⁴⁾ 従って宗綱の女が頼朝の乳母となったのは、京都時代の可能性が高いであろう。一方、これまでみてきたように、秀郷流藤原氏は源氏に圧倒される形であったから、その流れをくむ小山政光と義朝との関係が、当初から良好であったとは思えないし、また必ずしも国守と有力在庁の関係が、両者を結びつけるものとはいえない。政光が、何らかの意図をもって頼朝の乳母であった宗綱の女を後妻としたか否かについては明らかではないが、少なくとも結果としてそのことが、源平内乱以降の小山氏の発展に大きく資することになっ

た点は、指摘して誤りないであろう。そうした意味で、『鏡』文治三年(一一八七)十二月一日条「今日小山七郎朝光母下野大棟家後家給下野国寒河郡并網戸郷、是雖為女性、依有大功也」の中の「大功」とは、寒河尼が小山氏一族を頼朝に従わせる大きな契機をつくったことを指していると考えられるのである。⁽⁵⁵⁾

鎌倉幕府成立後、小山氏は本領安堵の他、旧大田氏領と思われる武蔵国上須賀郷や遠く陸奥国内等の地に地頭職を与えられる。おそらく、下野国内の敵方の旧領等の多くも同様であろう。つまり、所領所職の相当大きな部分が、頼朝に従ったことで獲得したものであり、この点も千葉氏や三浦氏と共通する。

おわりに

以上、三節にわたって平安末期に成立した小山氏の立場について幾つかの視点から検討してきたが、ここでそれらをふまえて小稿冒頭に掲げた史料1にたち返ってみたい。

従来、これらの記事の内容が、あえていえば無批判に平安中期以降の小山氏(その時点では秀郷流藤原氏)の権限と勢力の実態そのものとしてとらえられていなかっ

ただろうか。そもそも史料1が『吾妻鏡』に掲載されたいきさつは、既に大山喬平氏が指摘しておられる。すなわち、このころ諸国守護人の緩怠により群盜がさかんに蜂起するという国衛の訴えを受けた幕府が評定を行ない、守護を交替制にするとか国々の事情を調査して「不忠輩」を解任する等の案が出たが、決着がつかず、とりあえず東国守護を対象に補任の証拠となる「本御下文」を提出させ、国ごとの事情を調査することとなった。⁵⁶史料1は、これをうけて千葉・三浦・小山の三氏が、他国の守護のように頼朝の下文を得てはいないが、いかに現在(承元二年)、当該国の守護であることが正当かを主張するため、それぞれ過去の職名や検断行為等の実績、そして頼朝にどのような形でそれを認められたかを述べた内容なのである。従って、そこに誇張があるのはむしろ当然で、そのまま事実として受け取ることには慎重にならざるをえない。もちろん、これらの主張に全く根拠がないとも思えず、小山氏の場合にしても朝政が「称可散御不審」して「進覽彼官符以下状等云々」とあって、伝来していた証拠の文書を提出したのであるから、ある程度は事実を反映した主張であったともみられる。しかし、既に頼朝生存中から將軍家政所下文が偽作されてい

たような事実がある中で、幕府が「本御下文」以前の証拠と称する文書を守護在職の認定のための最終的な決め手になしえたとは考え難い。幕府がこれら三氏をそのまま守護として認めざるをえなかったのは、そうした根拠と称するものを提示してその正当性を主張しうる、承元三年段階での彼らの各国における筆頭者としての立場及び支配の実態があったからこそではなかったのだろうか。そしてそうしたものは、もちろん平安末期における相当なる立場を基礎としていることは間違いないとしても、やはり源平内乱期に頼朝方についた功績によって形成されてきた点を軽視してはなるまい。

このように考えてみると、小稿冒頭に掲げたような、小山政光がその国衛関連の三職を保有していることもって、即実質的に下野一国の軍事警察権や交通路の管理権を握っていたとみなすような理解が、大いに検討を要することは、もはや明らかであろう。むろんこうした所職が、下野国内に少なからざる影響を及ぼしうるものであることは否定できないが、かといってこれをもって国内の他の郡規模の豪族に対し、実質的な権限を行使した可能性は小さいのではないか。従って、小山政光を「国衛守護人」の典型例としてあげられた義江彰夫氏の

説も、これまでの考察からして、再検討すべき問題を含んでいるといえよう。

十二世紀中葉、小山政光は、武蔵国大田庄より分派され、下野国都賀郡小山郷を本拠とした。その支配圏は、政光の子朝光や宗光の分出から推測して同国南東部や下総国北西部さらには常陸国西部にまで及んだものとみられる。秀郷流藤原氏本宗が、武蔵国に本拠を移した後も下野国の権大介職や押領使職を世襲していたかについて確証はないが、少なくとも秀郷（さらにいえば豊沢）以来、その一族郎等が国衙を中心に下野国への勢力扶植を實質的に進めていたことは間違いない。政光はその基礎の上にたつて国衙の最有力在庁となり、また時の中央の権力者であった院にも、寄進等を通じて在庁所職を含めたその地位を認められたのであろうし、⁽⁵⁸⁾内裏大番役について、院・朝廷との一種の主従制の一環として勤仕した可能性が高い。そして自身は、一定範囲において国内中小武士を主従制のもとに編成する一方、⁽⁵⁹⁾国内中央部や東部に勢力をもち、また一宮を握る宇都宮氏（八田氏）とは姻戚となって安定した関係を維持せんと図った。平安末期における小山氏の立場はこのようなものであって、それ以上のものでも、また以下のものでもない⁽⁶⁰⁾と考える。

このような小山氏が、史料1・2にみられるように秀郷流藤原氏という名族としての立場を強く主張しようになるのは、源平内乱以降、同族である足利氏が滅亡し、また行高系の本宗であった大田氏も衰退（下河辺氏も後に北条氏の家人となる）した、鎌倉期に入ってからのことであると思われる。

さて、大山喬平氏は、鎌倉時代の守護はその歴史的由来により、東国型・西国型・鎮西型に類型化できる、という傾聴すべき提言をされている。このうちの東国型ひとつを取りあげてみても、成立の事情は一樣ではない。それは史料1・8でみたように、千葉・三浦・小山の三氏が守護に任ぜられる以前、検断沙汰を担当していたことは共通しているものの、その職名は「当庄^{千葉庄}檢非違所⁽⁶¹⁾」「相交相摸国雑事」「当国^{下野}押領使」とさまざまであることから明らかなであろう。福田豊彦氏は「幕府開創期にはかなりの試行錯誤が行われ、複雑な過程をへて諸制度も定着されたと思われる」と述べておられるが、⁽⁶²⁾守護制度も、国ごとの独自の条件に大きく規定されて徐々に形を成していったものと考えられる。その意味で、史料1の承元三年十二月十五日を、東国における守護の制度成立の時期とみてよい、という大山喬平氏の発言はきわめて

注目すべきものである。

今後、鎌倉期の守護についても、類型別の検討と同時に、こうした各国ごとの歴史的な背景の違いをふまえた権限や存在形態の特質を精査していくべきであると考え、この点については他日を期すこととしたい。

註

- (1) 「皆川文書」(『小山市史』史料編中世、一九八〇年、一〇三号)
- (2) 代表的なものとして『小山市史』通史編I(一九八四年)四二〇―四二三頁(荒川善夫執筆)
- (3) 義江彰夫「鎌倉幕府守護人の先駆形態」(『東京大学教養学部人文科学科紀要』六六輯『歴史と文化』十二、一九七八年)
- (4) この点筆者もかつて発表した「南北朝初期における小山氏の動向―特に小山秀朝・朝氏を中心として―」(『史学』五五―二・三、一九八七年)等において、この通説を用いていることを認めておきたい。
- (5) 「小山文書」(『小山市史』史料編中世一〇二号)
- (6) もちろん長村以外の人物に押領使職を譲った可能性も完全には否定できないが、嫡孫たる同人以外への譲与はほとんど考えられない。
- (7) 井上満郎「押領使の研究」(同『平安時代軍事制度の研究』一九八〇年所収)
- (8) 下向井龍彦「書評・井上満郎著『平安時代軍事制度』」(『小山政光の立場』)

の研究」(『史学雑誌』九十一、一九八一年)

- (9) なお「鏡」治承四年十月二日条や「結城白川系図」・「尊卑分脈」・「続群書類従」所収「小山系図」・小山泰朝氏所蔵「小山系図」等(以上『小山市史』史料編中世所収)では、いずれも政光を「下野大掾」としている。

- (10) 貫達人「官位と族長」(『三浦古文化』四号、一九六八年)・峰岸純夫「治承・寿永内乱期の東国における在庁官人の『介』」(『中世東国史の研究』一九八八年所収)

- (11) 山室恭子「東国論のゆくえ―中世東国史の研究―」(『千葉史学』十三号、一九八八年)・野口実「平氏政権下における諸国守護人」(同『中世東国武士団の研究』一九九四年所収)

- (12) 『中右記』長承元年十一月三日条・『除目大成抄』(『栃木県史』史料編古代、以後「栃」と略す、六六一頁)

- (13) ただし時代的変遷は考えなければならず、平安末期の段階では義江彰夫氏や小森正明氏が指摘されるように、目代と百濟氏(税所氏)の連署形式である。義江「中世前期の国府―常陸国府を中心に―」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第八集、一九八五年)・小森「中世における常陸国衙の一断面―税所氏の基礎的考察を中心として―」(『書陵部紀要』四十号、一九八九年)

- (14) 以上、院の知行国としての下野国及び小山庄の院への寄進時期については、前註(2)掲書四二二―四二二

六頁。

- (15) 当該期においても、たとえば下総守藤原親通のように、在地豪族(この場合千葉常胤の父常重)に對し強権を行使して実質的な任国支配をめざす国守もおり、その存在は決して軽視できない。福田豊彦『千葉常胤』(一九七三年)九七—一〇〇頁及び野口実前註(11) 掲書所収「十二世紀における東国留任貴族と在地勢力—『下総藤原氏』覚書—」
- (16) 『茨城県史』中世編(一九八六年)四四頁(網野善彦執筆)では、佐竹氏が在庁を指揮したとみならず、史料6では「相共」とあるので、断定はできない。
- (17) 以上、五味克夫「鎌倉御家人の番役勤仕について」(『論集鎌倉政権』一九七六年所収)・五味文彦「院支配権の一考察」(『日本史研究』一五八号、一九七五年)・飯田悠紀子「平安末期内裏大番役小考」(『御家人制の研究』一九八一年所収)
- (18) 五味文彦氏前掲論文を増補・訂正の上、同氏著『院政期社会の研究』(一九八四年)に「院支配の基盤と中世国家」と改題し所収されたものの註(35)
- (19) もちろん、これらと大きく編成原理の異なる内裏大番役とを同一視することはできない。しかし、かといつて大番役がその成立当初より、主に平氏の武士团组织にもとづいていたものとみなせるだろうか。五味氏は別稿「平氏軍制の諸段階」(『史学雑誌』八八—八、一九七九年)において、仁安二年(一一六八)平重盛に下された賊徒追討宣旨により、平氏は諸国の軍事・
- 警察上の支配権を認められた、とされるが、この宣旨と大番役との関係についてはなお検討の余地があると思われるし、仮にそうだとしても大番役の制度が成立したとされる応保二年(一一六三)と仁安二年との間は、どのように説明されるのだろうか。
- (20) 福田豊彦「鎌倉初期の二つの主従制—承久の乱における院方武力を中心として—」(『北海道武蔵女子短期大学紀要』一号、一九六九年)
- (21) たとえば「鐙矢伊勢宮方記」永暦二年二月二七日付下総権介平常胤解写(『千葉県史料』中世編県外文書、一九六六年、四二六号)等。
- (22) 野口実「坂東武士団の成立と発展」(一九八二年)一五九頁註(6)
- (23) 上総介広常について貫氏は、前掲論文の中で「鏡」元暦元年正月十七日条所掲の広常願文の署名に「上総権介平朝臣広常」とあることから、何らかの根拠があるとされながらも、三浦介と同様朝廷から正式な辞令は受けていない、とみておられる。なお野口実氏も、前註(11) 掲書所収「平家打倒に起ちあがった上総広常」では、広常について「律令官制の上の上総介ではなく、一応、国衙在庁職は伴うものの地方的権威としての称号とみるべきであろう」と、前註での指摘とは異なった見解を示された。
- (24) 峰岸純夫「幻の伊勢神領—下野国蕨田・佐久山両御厨—」(『千葉史学』四号、一九八四年)
- (25) 以上、義江彰夫前註(3) 論文・福田豊彦氏の義江

氏三論文（前掲論文及び「頼朝拳兵時代の守護人成敗」
『歴史学研究』四六九号、「頼朝拳兵時代の惣追捕使と
守護人」『日本歴史』三七〇号、いずれも一九七九年）
書評（『法制史研究』三十号、一九八〇年）・飯田氏前
掲論文。

(26) 義江彰夫「国衙守護人補考」（『東京大学教養学部人
文科学科紀要』七五輯『歴史と文化』十四、一九八二
年）

(27) 飯田氏前掲論文。なお鎌倉期東国御家人の場合、大
番役は、守護を経ずに直接幕府より命ぜられたことは、
既に五味克夫氏が前掲論文の中で指摘しておられる。

(28) この他内裏大番役に関して石井進氏が、その成立は
撰関家大番役から考えて十一世紀末〜十二世紀初頭の
白河院政期がひとつのめどとなること、またその勤仕
形態は鎌倉幕府下と同様、各国単位で責任者は国司で
あろう、と主張された。（石井「院政時代」『講座日本
史』2、一九七〇年所収）そして後者の根拠として、
同氏の著名な別稿「中世成立期軍制研究の一視点―国
衙を中心とする軍事力組織について―」（『史学雑誌』
七八―一二、一九六九年）での検討結果から、当時国
衙を中心に国内の武士層がひろく組織され、彼らは国
司の館や国の政庁の宿直警衛や軍事的儀式の奉仕にあ
たっていたこと、このうち特に「国侍」と呼ばれる存
在は、代々の国司に臣従し、十一世紀前半には在京中
の国司のもとに宿直・結番していたこと、等をあげて
おられる。氏の一連の研究が、国衙軍制の形成過程と

小山政光の立場

平安末期の地方政治史をリンクさせ、さらに鎌倉期以
降の守護と国内御家人との関係をも見通さんとする画
期的な業績であったことは今更繰り返すまでもないが、
今あらためて見直すところの疑問もないわけではない。

たとえば、白河院政期の、多くが遥任と思われる国
司が、一般的に本来に国内の武士をひろく組織化し統
率できたのであろうか。もちろん、国によってはそう
したことが実現した可能性を否定はできないが、留守
所制が発達した状況において、一般論としては如何で
あろうか。

それに「国侍」あるいは「国ノ兵共」と呼ばれる武
士たちが、一国全体から組織されたことにも疑
問が残る。仮にそのような制度が存在していたとして
も、氏が具体的徴証としてあげられた『今昔物語集』
（巻二五、平維茂罰藤原諸任語）で、陸奥守として赴任
した藤原実方を「国ノ内ノ可然キ兵共」が饗応し、「夜
ル昼ル館ノ宮仕怠ル事无カ」ったのも、「其ノ人ハ止事
无キ公達」だったので、「皆前々ノ守ニモ不似」勤仕し
た、と描かれているのであり、既に十世紀末の時点で
国守によってはそうした制度も十分機能しなくなつて
きている状況に注意したい。また、国守により「国内
之人」をあげて挙行される「大狩」の様子を示す史料
『高山寺本古往来』は、石井氏御自身が「十世紀末〜十
一世紀初葉の事実を反映したもの」と述べられたよう
に、問題の十一世紀末以降の状況と一致するものか否
か一考を要するし、応保二年（一一六二）の肥前国司

庁宣案(「河上神社文書」)にしても、既にこの時点で流鏑馬以下の神事は「有名無実」という状態になっている、と述べている。

一方、石井氏も引用しておられる戸田芳実氏の論考「中世成初期の国家と農民」(『日本史研究』九七号、一九六八年)は、国衙軍制の中心を国司ではなく、既に十世紀末～十一世紀初めの段階で「將軍」と呼ばれる地方軍事貴族におかれているように思われる。すなわち、彼らは国宣によって代々官米(運米)押領使に任ぜられる家系であり、その郎党を率いて群盗の党と戦う国衙の軍事力となる。そして国司は、その任命権を持つという形で、將軍を国衙権力機構の一環とさせるのである。

こうした国司と將軍との関係は、遡れば十世紀前半、反乱以前の藤原玄明や平将門が、官物弁済や反逆者追捕を、互通の公文書である国衙の移牒で要請されていること、また下れば義江彰夫氏が前註(3)論文で明らかにされたように、十二世紀末紀伊国で守護人豊島有経が、国守のもとで兵士・兵糧米の賦課・免除等にあたっていたことと、それぞれつながってくるものではないだろうか。

そしてここで想起されるのは、十～十一世紀、中央政府において令制・令外を含めた全官庁機構の再編成が進み、官職・官庁の特定氏族による世襲請負がひろくみられるようになる、という佐藤進一氏の指摘である。(佐藤『日本の中世国家』一九八三年)その傾向は

当然地方にも波及したに相違なく、国司の官物請負化と同時に国衙機構の再編が行なわれ、軍事・検断部門についても、辺境軍事貴族の流れをくむ在地の豪族の、いわば「請負」が定着化していったというふうには理解できないであろうか。

(29) 野口前註(22) 掲書八九～九七頁。なお、以下(二)における野口氏の指摘は、全てこの部分による。

(30) 下妻四郎清氏の参加に疑問があることは、野口氏前掲書一〇一頁の註(43)参照。

(31) この点、註(44)参照。

(32) 当該期、庶子家の本宗家に対する独立化傾向がひろく認められ、なかには反対の立場をとるような者もいることは、周知のとおりである。

(33) 野口氏はこの鎌田七郎為成について詳細は不明とされるが、太田亮氏は源義朝の重臣鎌田正清の子孫とする説を紹介しておられる。(太田『姓氏家系大辞典』第一巻、一九六三年、一七〇七頁)

(34) 義江彰夫前註(24)『歴史学研究』所掲論文。

(35) 福田豊彦前註(15) 掲書七一頁。

(36) 石井進前註(28)『史学雑誌』所掲論文。ただし十世紀末の国司(この場合、国守を指すのであろう)が一般的にそうした権限を有していたか否かについては、その前註(28)で検討した。

(37) 伊藤邦彦「二宮・惣社の成立に関する基礎的考察」(『東京都立工業高等専門学校研究報告』十二号、一九七七年)

(38) 高牧実「宇都宮と今宮明神の頭役」(同『宮座と村落の史的研究』一九八六年所収)・拙稿「南北朝期東国守護の存在形態に関する一考察——下野国の場合を中心に——」(『史学』五七—三、一九八七年)

(39) 伊藤邦彦「諸国一宮制の展開」(『歴史学研究』五〇〇号、一九八二年)

(40) 野口実前註(22) 掲書第一章第一節。

(41) 『日本紀略』安和二年四月二日条

(42) 『尊卑分脈』では行高—行政—政光となるが、野口氏は同系図集の異説をとられたのか、行高—行政—行光—政光とされる。野口実前註(22) 掲書八四頁所掲系図Ⅱ。

(43) もし行光が政光の父とすれば『尊卑分脈』では両者の仮名は「四郎」であり、政光が本宗家を継いだ可能性も否定できないが、実名を重視し本文のように解釈した。

(44) 二章(二)でもふれたが、源平内乱期における小山氏の活躍が『吾妻鏡』に比較的多く記されているのは、小山氏がこの後、幕府内において重要な位置を占めるようになること、同書編纂に大きく関わったとみられている金沢氏(五味文彦『吾妻鏡の方法—事実と神話にみる中世—』一九九〇年)と後に姻戚となること等を反映しているともみられる。そういえば治承四年九月三日、頼朝から参陣を命ぜられたのも、秀郷流藤原氏では小山朝政と下河辺行平(この人物も金沢氏との関係が深いことについては、五味氏前掲書参照)のみ

小山政光の立場

で、大田氏の名はない。(『鏡』同日条)

(45) 安田元久「古代末期における関東武士団」(『日本封建制成立の諸前提』一九六〇年所収)

(46) 福田豊彦前掲書一七三頁。なお、この点安田元久氏は、後に前註論文を「関東武士団の存在形態」と改題してその著書『日本初期封建制の基礎研究』(一九七六年)に所収する際、補註を付し、この福田説を認めつつも、千葉氏を豪族的領主層として把握することは誤りではないと述べておられる。

(47) 野口実前註(22) 掲書二三・二二二頁。

(48) 『扶桑略記』延久二年八月一日条(義家)・『水左記』承保四年十一月二六日条(義綱)

(49) 『兵範記』仁平三年三月二八日条。

(50) 安田元久前掲論文。

(51) 『兵範記』同年十二月二九日条。なお同年七月十一日条には、同日付で保元の乱で敗退した源為義が坂東に赴いたので、早く下野守義朝に為義を捕らえ差し出すべきことを命ずる官宣旨が記録されている。これにより、この時点での義朝の下野守在任の事実を知ると共に、為義の下野を含む坂東での一定の勢力を推知しうる。為義と坂東との関係については、野口実前註(11) 掲書所収「上総氏の成立・発展とその背景」参照。

(52) 野口実前註(22) 掲書二四頁。

(53) 米谷豊之祐「武士団の成長と乳母」(『大阪城南女子短期大学紀要』第七巻、一九七二年)

(54) 米谷豊之祐前掲論文。なお『保元物語』には、保元

八五 (二四五)

の乱の際、義朝に従った武士として、下野では八田四郎知家と足利太郎俊綱の二名があげられているが、史料の性質上、これによって小山政光が義朝には従ってはいなかったと断言はできない。ただ、この時期に小山氏自体が成立していたか否か、きわめて微妙である。

(55) 『栃木県史』通史編一六―一七頁。さらに憶測すれば、頼朝のその後の小山氏一族への信頼の大きさからみて、頼朝の方からかつての乳母である寒河尼をかつてとして勧誘した可能性もあるのではないか。

(56) 大山喬平「自然恩沢の守護人」(『鎌倉遺文月報』八、一九七五年)。以下の本文中の引用も全てこれによる。

(57) 上島有「神護寺の源頼朝文書」(『日本史研究』三九〇号、一九九五年)

(58) 従って、院や知行国主は、地方有力豪族を国衙在庁職に「補任」とするということより、世襲を「追認」したとみるべきかもしれない。

(59) 主従制編成の契機としては、義江彰夫氏が前註(26)論文の中で安芸国城次郎頼宗の場合について具体的に紹介しておられる。

(60) 野口実氏も、前註(22)掲書八五頁で「頼朝拳兵以前前の小山氏の勢力を、その一族と比較する上で過大に評価するのはつつしむべきだろう」と述べておられる。

(61) これについて、千葉庄とみる福田豊彦氏(同氏前掲書)と、前註(26)論文の中で当該期に庄検非違所の存在を他に知らない点から、当国(つまり下総国)検非違所と読み直すべきとされる義江彰夫氏の説がある。

(62) 福田豊彦前註(25)書評。